

福岡市宿泊税に関する調査検討委員会の設置について

1 設置の目的

福岡市観光振興条例（平成 30 年福岡市条例第 55 号）に定める宿泊税等に関する調査検討を行うため。

2 検討内容

- (1) 宿泊税に関すること
- (2) その他観光振興等に関すること

3 検討スケジュール

第 1 回調査検討委員会	平成 3 0 年 1 0 月 3 日
第 2 回調査検討委員会	平成 3 0 年 1 1 月頃
第 3 回調査検討委員会	平成 3 0 年 1 2 月頃

※以降の調査検討委員会や報告書のとりまとめについては、委員会での議論の進捗等により、適宜開催・実施する。

4 設置要綱

別紙「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会設置要綱」のとおり。